

## 施設における高齢者医療

## 1. 高齢者施設の機能と医療

Functions and medical care at long-term care facility for the elderly persons

大河内二郎

## 要 約

日本における介護施設の現状および在宅復帰機能および医療機能を中心に解説した。医療費用がサービスに含まれる老人保健施設とそれ以外の施設では、医師の関与方法や医療の提供体制が大きく異なっている。また地域包括ケアの推進のため高齢者が自宅での生活の維持や在宅復帰機能の意義はさらに重くなってきている。高齢者の地域生活を続けるという希望を叶えるためには、各施設の機能を理解しサービスを効率的に活用するという視点が必要である。

## Key words

老人保健施設, 特別養護老人ホーム, グループホーム, 地域包括ケア, 在宅復帰

(日老医誌 2016; 53: 96-101)

## 我が国における介護施設

介護保険制度において施設として位置づけられるのは老人保健施設（以下老健）、療養病床、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム（以下特養））の3種類である（表1）。このうち、介護療養型病床群は現在廃止が議論されている。

このうち老人福祉法が定める高齢者が居住する施設は、「養護老人ホーム」、「特別養護老人ホーム」、「軽費老人ホーム」の三つである。老人保健施設は老人保健法、介護療養型病床群は医療法に基づいている。

この他、認知症高齢者型グループホーム（以下認知症GH）、有料老人ホーム（以下有料ホーム）、などがあるが、介護保険では住宅とみなされているが、実際は施設である。より住宅に近いものとして、「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」に基づく賃貸住宅としてのサービス付き高齢者住宅（以下サ高住）がある。

これら各種施設の主な機能を表1に示した。

## 介護保険導入後の介護施設の変化

介護保険が導入されてから、民間の住宅型サービスが急増したため、介護施設は大きく様変わりした（表2）。介護保険導入当時は、介護保険施設としての三類型として老健、療養病床、および特養、それに加えて認知症GHが主たる施設サービスであった。介護保険導入後も急激な高齢化に伴う核家族世帯、高齢者のみ世帯の増加が著しく特養待機者の増加を招いた。これに対応するためにサービス付き高齢者住宅が平成23年に制度化された。現在はサ高住、有料老人ホームが増加し、15万戸を超え、さらに増加傾向にある（老健は40万床、特養は48万床）。こういったなかで、各介護施設は、その「機能」を中心に見直すべきとされ、それぞれの施設機能を軸に制度の見直しが行われている。これらの機能のうち、特に重要なのが、「在宅復帰機能」「医療機能」「看取り機能」そして「住居としての機能」であると考えられる。住み慣れた地域で生活を受けつつケアや医療を受けるという理念のもと

表 1

名称	主な機能	人員基準等（100名に対し）
介護老人保健施設	「要介護」と認定された方で、症状が安定し、入院治療は必要としないものの、リハビリテーションや看護・介護を必要とする方に、医療的ケアと生活サービスを提供し家庭復帰を目指す施設	医師：常勤 療法士：1名以上 管理栄養士1名 介護支援専門員1名
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	「要介護3～要介護5」と認定された常時介護が必要な方で、居宅で生活することが困難な方が、必要な介護のもとに生活する施設	医師：非常勤可 療法士：機能訓練指導員として1名 管理栄養士1名 介護支援専門員1名
介護療養型病床群	「要介護」と認定された方で、病状が安定しているものの常時医学的管理が必要な方に、介護・看護・機能訓練・その他の医療、その他日常生活の支援をする医療施設	医師3名

表 2 介護保険施設以外の高齢者施設

	主な機能
認知症高齢者グループホーム	認知症高齢者で、自力で移動・食事・排泄が可能な身体状況の患者が、認知症の進行をできるだけ遅延させ、できるだけ心身の機能を維持することが目的の施設
養護老人ホーム	環境及び経済的理由により自宅で生活する事が困難な高齢者が入所する施設。入所判定は市町村が行う。
軽費老人ホーム	身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことに不安があり、身寄りのない人または、家庭の事情等によって家族との同居が困難な方が入所する施設。所得制限あり。
有料老人ホーム	高齢者の介護サービスや、食事の提供や居室の掃除などの生活介護サービスを提供する民間経営の高齢者施設。サービス内容や居者の健康状態により、介護付き有料老人ホーム・住宅型有料老人ホーム・健康型有料老人ホームの3タイプがある。
サービス付き高齢者住宅 （サ高住）	居室の広さ（原則25m <sup>2</sup> 以上）が定められ、バリアフリー化等が施された住宅に安否確認・生活相談サービスがついた高齢者向けの賃貸住宅居住者の必要に応じて、食事提供、訪問介護などを受けることができる。

表 3 在宅復帰および医療内容から考えられる施設区分

		在宅復帰および支援機能	
		あり	なし
施設内医療機能	あり	老健	介護療養型
	なし	特養およびそれ以外の介護施設	

に、地域包括ケアの考え方に基づけば、在宅復帰および支援機能の有無、そして施設内医療機能の有無から、表3のように区分することができる。施設内医療機能が無い施設においては、施設は外来受診または訪問診療の形で提供されている。

## 老人保健施設の機能

### 介護老人保健施設における在宅復帰機能

老健は、介護保険制度以前は中間施設として病院から退院した人がリハビリ等により機能を回復させ、地域に戻るための「中間施設」として老人保健法を元にした医療施設として整備された。介護保険制度においては「介護保険施設」として再スタートしたが、当初

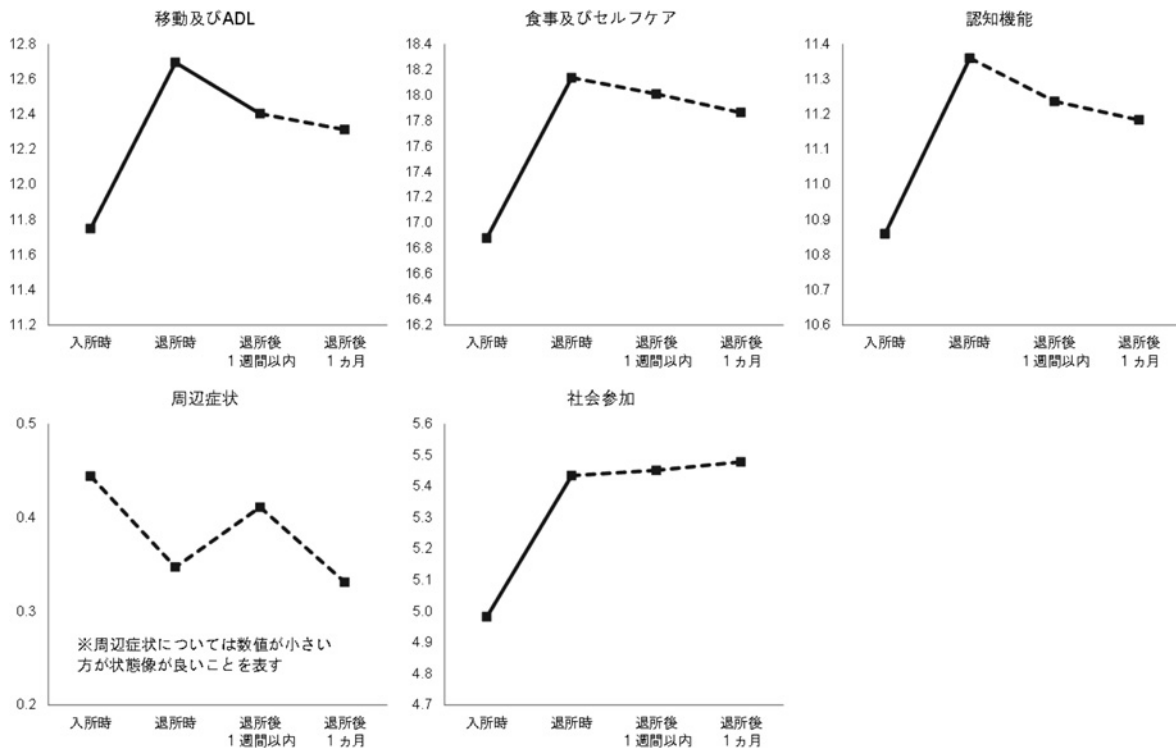


図1 在宅復帰した高齢者の入所中および在宅復帰後の諸機能の変化

は特別養護老人ホームとの機能の区別が不明確であると指摘されてきた。そこで平成23年の介護報酬改定から、在宅復帰率、および回転率といったアウトカム指標に基づく介護報酬制度が導入され、在宅復帰の機能が見直された結果老健と特別養護老人ホームとの機能の差が明確になった。この見直しでは退所者に占める在宅復帰率が50%を超える施設は「在宅強化型施設」で老健施設の約1割がこれにあたる。在宅復帰率30%から50%の施設は「在宅支援加算施設」は約25%を占めていた(平成25年10月調査)。なおこれらの在宅復帰型老健は増加傾向にある。

### リハビリテーション機能

在宅復帰を可能にするため、老人保健施設では理学療法士や作業療法士が常駐している。また利用者に対してはリハビリテーションの提供がされている。リハビリテーションは通常のリハと、入所後3カ月のみ提供できる「短期集中リハビリテーション」がある。在宅復帰にむけたリハビリテーションとして実施すると

より効果が高い。図1は老人保健施設から在宅復帰した方々115名(59施設から抽出)についての機能を5つの領域に分けて検討したものである。平均入所期間は79日であった。入所中移動およびADL、食事、認知機能が著しく改善している(実線は1つ前の時点と比較して有意差があることを示している)。周辺症状(得点が高い方が悪い)は、入所してやや改善するが、環境の変化によって再度悪化し、その後再び落ち着く傾向にあった。社会参加は入所中も改善するが、在宅復帰後も改善を続ける傾向にあった。以上のことから、心身機能は、老健入所しリハを受けることで改善するが、在宅復帰後はリハの頻度が下がり、機能が低下するため、居宅でも機能低下を予防するためのリハビリテーションの継続が望ましい。また、社会参加については、当然ながら在宅復帰によりその可能性が広がると考えられた<sup>1)</sup>。

### 認知症対応機能

認知症に対する治療は医療保険における薬物治療が

表4 介護療養型病床存続の枠組み

1. 重篤な疾患のある人や合併症のある認知症高齢者が入院患者の一定以上であること。
2. たんの吸引など医療処置を受けている人が一定割合以上であること。
3. ターミナルケアを受けている人が一定割合以上であること。
4. 生活機能を維持改善するリハビリテーションを行っていること。
5. 地域に貢献する活動を行っていること。

中心であったが老健においては、認知症短期集中リハビリテーションが実施されている。認知症リハビリテーションは、対象者の個性に着目し、それぞれの人の認知機能、コミュニケーション力および周辺症状などを多角的に評価したのち、個別のプログラムを作成し、3カ月に渡って実施するものである。薬物療法とは異なり認知症罹患歴が長期にわたる方でも効果があり、在宅復帰にも効果があるとされている<sup>2)</sup>。

#### 看取り機能

高齢者が施設入所や在宅復帰を繰り返しているうちに、利用者の機能がさらに低下し、遂には寝たきりとなった場合、これまで利用して慣れた環境として老健での看取りが選択肢となる。実際には在宅強化型老健の34%に対して通常型は19%の施設がターミナルケア加算を算定していることから、在宅強化型の方が看取りを行っている割合が高い。

#### 在宅支援機能（通所リハビリテーションと訪問リハビリテーション、短期入所）

老人保健施設を退所後の高齢者の在宅生活を支える機能として通所リハビリテーションと訪問リハビリテーションがある。図1に示したように、高齢者は在宅復帰後機能低下が始まる。この機能低下を防ぎ、在宅生活を維持することが、老人保健施設における通所および訪問リハビリテーションの目的である。通所リハビリテーションにおいては、通常のリハビリテーションの他、認知症に対する短期集中リハも実施できる。訪問リハビリテーションは、何らかの理由で外出が困難な高齢者に対するリハビリテーションとして有用である。いずれも医師の指示に基づいて行われている。

る。これらは、デイサービスにおける機能訓練とは区別されている。

#### 老健の医療機能と課題

老健は薬剤費が介護療養費に原則含まれている。このため、入所中に不要な薬剤や重複薬剤の整理が行われる。一方一人あたりに使用できる薬剤の費用が高い場合（難病等）は、入所が断られる可能性がある。このような受け入れ拒否が起きにくい制度の見直しが望まれる。ただし、肺炎や尿路感染症、带状疱疹では1週間のみ定額の請求が介護保険の中で可能である。これにより、老健からの不必要な入院を減らすことが可能になっている。

### 介護療養型病床

介護療養病床の対象者は「常時医療管理が必要な要介護者」と定められているが、急性期病院から退院してまもなくの高齢者や、医学的に重度な高齢者、そして看取りが必要な高齢者などが利用している。介護療養型病床は2011年度までに廃止し、老健などに転換することとされていた。しかし、その後も地域のニーズが大きいこと、また医療費がよりかかる医療保険の病床に転換する施設も多かったため、存続していた。さらに厚生労働省は2015年の介護報酬改定で、表4の枠組みで、新たな類型を検討することとなった。H29年の療養病床の廃止後は地域医療構想の中で新たな対応が検討されると考えられる。

### 特別養護老人ホーム

特別養護老人ホームの対象者は「常時介護が必要で在宅生活が困難な要介護者」とされている。特に要介護度が3以上の介護の手間がかかる方、低所得者や身寄りがいないなどの事情がある方が優先的に入る仕組みとなっている。例えば、要介護度、認知症による周辺症状、介護者の状況、在宅サービスの利用状況、居住地などを点数化して、入所を決めるため、条件によっては待機が長い可能性がある。従って特別養護老人ホームの機能は「重度な高齢者」対応機能とその看取

りの機能である。

また特養においては、看護師の人員が少ないため、喀痰吸引等が必要な場合、研修を修了した介護職員が実施できるように制度の見直しが行われた。

一方、老健や療養型と異なり、医師が常駐していないため、何らかの理由で病状が不安定で、入退院を繰り返すような場合利用しにくい場合がある。しかしながら、比較的低コストで重度の高齢者のケアを行う特別養護老人ホームは、ケアおよび看取りの場として必要とされている。施設内で提供する医療は、医療保険で給付されることも特徴である。

また、特別養護老人ホームは在宅を支えるサービスとして通所サービスがある。老人保健施設における通所リハビリテーションと組み合わせて利用することで、高齢者の機能維持を図ることが可能である。

## その他の施設類型

サ高住、グループホームなどその他の施設類型においては、外部の医療機関による外来や訪問診療などを組み合わせて医療が行われている。これらの施設類型においても、今後は地域包括ケアの概念に基づいた診療や機能維持の仕組みが求められる。

著者のCOI (Conflict of Interest) 開示：本論文発表内容に関連して特に申告なし

## 文献

- 1) 大河内二郎：R4 システム版 ICF ステージング。全老健版ケアマネジメント方式 R4 システム（全国老人保健施設協会編），社会保険研究所，東京，2014，p121.
- 2) Toba K, Nakamura Y, Endo H, Okochi J, Tanaka Y, Inaniwa C, et al: Intensive rehabilitation for dementia improved cognitive function and reduced behavioral disturbance in geriatric health service facilities in Japan. *Geriatr Gerontol Int* 2014; 14 (1): 206-211.

## 理解を深める問題

### 問題 1

介護保険施設のうち、在宅復帰を目標としている施設はどれか。1つ選べ。

- a 特別養護老人ホーム
- b 認知症グループホーム
- c 老人保健施設
- d サービス付き高齢者住宅
- e 有料老人ホーム

### 問題 2

医師が常駐していない施設類型はどれか。3つ選べ。

- a 特別養護老人ホーム
- b 認知症グループホーム
- c 老人保健施設
- d サービス付き高齢者住宅
- e 療養型病床群

### 問題 3

「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」に基づく賃貸住宅はどれか。1つ選べ。

- a 有料老人ホーム
- b 認知症グループホーム
- c 老人保健施設
- d サービス付き高齢者住宅
- e 療養型病床群

### 問題 4

以下のうち、介護保険法により「施設」と位置付けられているのはどれか。3つ選べ。

- a 特別養護老人ホーム
- b 認知症グループホーム
- c 老人保健施設
- d サービス付き高齢者住宅
- e 療養型病床群

## 問題 5

認知症に対する短期集中リハビリテーションを行っている施設類型はどれか。1つ選べ。

- a 特別養護老人ホーム
  - b 認知症グループホーム
  - c 老人保健施設
  - d サービス付き高齢者住宅
  - e 療養型病床群
-